



771

千葉縣君津郡淺山村大冢世宗中納言七三番白

六木造平屋建一十丈二寸五分 壹棟

此敷地 二畝百餘坪

此建坪 拾九坪五合

此取付物件 障子 七枚

備貸借契書

此契書於...

貳拾七枚障子七枚

障子七枚

障子七枚

障子七枚

障子七枚

障子七枚

障子七枚

障子七枚

東京營林局

大正十四年八月廿日

東京總督府林務局長 東谷村高共 東谷村高共事務官 平田慶志 代理

新築林署長

借主 岩林署長 坂手 三島

千葉縣君津郡邊山村大字 笠

相川 佐代吉

第一条 貸主ハ貸借期間開始當日迄之借主ニ引渡シ可シ

第二条 借主ハ毎三ヶ月ノ料金を翌月二十日迄之任拂フ事

但シ返還シタル時ハ返還ノ日ヨリ二十日以内之任拂フ事

第三条 料金ノ貸定ハ貸借期間開始當日ヨリ起算シ又ハ物

件返還當日迄之其日現日數ニ依リ日割計算ス

凡ソト久但シ年割代貸ノ場合ニ於テ一学年度未滿ノ料

金ノ利息定セタル時ハ日割及日割計算スルニ依リ

第四条 貸主ニ於テ料金ヲ増加セタル時ハ六十日以前ニ於

テ其理由ヲ示シテ申述書ヲ借主ニ提出ス事

借主亦多額添シタル時ハ料金を増加ノ割合ニ對シテ

約ノ変更ヲ示ス事但シ借主ニ於テ料金を減セシ

トスル時亦同シ

第五条 地租市町村費ノ家屋税當校費等ノ如キ貸借物

件ニ係ル一切ノ金ハ凡テ代主ノ負担トス

第六条 借主ハ借入物件ニ對シテ適宜ノ注意ヲ拂ヒ使用

スルニ付若シ其ノ義務ヲ怠リタルハ貸主ハ其

契約ヲ解除ス事ヲ得

第七条 借主ハ不没意若ハ不慮法ノ使用ニ非ズテ借入



物件の毀損及び生じたる債主に於て速に修繕すべし
又若し債主に於て修繕を怠りたる場合は使用を停止
せしめ其費用は債主に於て修繕せしむべきものとす
又借主に於て修繕を怠りたる場合は使用を停止せしめ
其費用は借主に於て修繕せしむべきものとす

第八条 天災其他不可抗力原因に依り借入物件を使用せしむるに能
ハサルに至リタルハ本契約は當然解除せしむるものとす

第九条 貸借期間満了以前に於て債主の都合に依り本契約を
解除せしむるハ六十日以前に其旨書面を以て借主
に通告せしむる但し双方同意の旨書面を以て又ハ借主の都合に依
り解除せしむるを得

第十條 債主に於て貸借期間内貸借物件を第三者に賣
渡又ハ讓與せしむる場合にハ第三者は之に本契約を



継承せしむる

第十條 債主に於て代理人を置き又ハ代理人を變更し其代理
任状を贈與する添へ借主に通知せしむるものとす但し代理權
消滅の場合に於てハ本人又ハ後任代理人ヨリ其旨書
面に借主に通知せしむるものとす

前各項の通知を怠りたる場合は借主が前代理人代理
權アリト信じしならん行爲に付てハ債主に於て其
責を負はしむるものとす

其責を負はしむるものとす